

地方独立行政法人堺市立病院機構

契約規程実施細則

制 定 平成24年4月1日

最終改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第45条の規定に基づき、地方独立行政法人堺市立病院機構の契約について必要な事項を定める。

(入札保証金)

第2条 契約規程第5条に規定する入札保証金の額は、当該入札参加者の入札金額の100分の3以上の額とする。

2 入札保証金を納付しなかった落札者が、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する違約金を徴収するものとする。

(予定価格等の準備)

第3条 契約責任者は、契約規程第8条の予定価格、同第12条の調査基準価格又は同第13条の最低制限価格を定めたときは、これらを記載した書面を作成の上、密封し、開札の際、開札場所に置くものとする。

(最低制限価格の設定)

第4条 契約責任者は、工事に係る最低制限価格を設けるときは、最低制限価格の額を予定価格の3分の2に相当する額未満とすることができない。

(指名競争入札に付す場合)

第5条 契約規程第17条第1号の規定により指名競争入札に付す場合は、次のとおりとする。

- (1) その目的により一般競争入札をする暇がないと認められるとき
- (2) 複雑な接続があり、既存の他のシステム又は医療機器の状況を一定把握しておく必要があるため一般競争入札に適さないと認められるとき
- (3) その性質により一般競争入札をする必要がないと認められるとき

2 契約規程第17条第2号の規定により指名競争入札に付す場合は、次のとおりとする。

- (1) 競争に参加する者が10者以内であると認められるとき

3 契約規程第17条第3号の規定により指名競争入札に付す場合は、次のとおりとする。

- (1) 指名競争入札によるほうが利益が大きくなるとき
- (2) 一般競争入札によった場合、損失が生じるとき

(1者による見積書の聴取)

第6条 契約規程第22条第1項第4号の規定により2以上の者から見積書を徴する必要

がない場合は、次のとおりとする。

- (1) 前年度と同一の業務を前年度と同価格以下の額で契約規程第21条第1項第1号の規定により随意契約を行うとき。ただし、2以上の者から見積書を徴さない期間
は、理事長が特に認める場合を除き5年を超えてはならない

(見積書の省略)

第7条 契約規程第22条第2項第5号の規定により見積書の徴取を省略できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき
- (2) 不動産の売買又は貸借をするとき
- (3) 法令等により価格が定められているとき
- (4) 前各号のほか、特に理事長の承認を得たとき

(契約における指示する書類)

第8条 契約規程第24条第1項に規定する契約責任者が指示する書類のうち、次に掲げる書類は必ず提出させるものとする。

- (1) 法人にあつては法人登記簿に記録されている事項の全部を証明する書面又はその写し
- (2) 法人にあつては印鑑証明書、個人にあつては印鑑登録証明書
- (3) 国税通則法（昭和37年法律第66号）第123条第1項に規定する証明書又はその写し（法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するもの、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するものであつて、審査基準日以後に発行されたものに限る。）
- (4) 許可等を要する業務にあつては、許可等を証する書類又はその写し

2 前項の規定にかかわらず、契約責任者は、落札者が堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第5条第3項に規定する入札参加資格を有すると市長が認めた者（堺市物品調達・委託業務等入札参加有資格者名簿又は堺市入札参加有資格者一覧に掲載されている者。）の場合は、前項の書類の全部又は一部の提出を求めないことができる。

(請書の省略)

第9条 契約規程第26条第2項の規定により請書の作成を省略できる場合は、概ね次のとおりとする。

- (1) 契約金額が500,000円未満の契約を締結するとき
- (2) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき
- (3) 法令等により価格が定められているとき
- (4) 災害の発生等により、緊急を要するとき
- (5) 単価が既に契約で定められている場合の個々の発注に係る契約

(契約保証金の免除)

第10条 契約規程第28条第1項第7号の規定により契約保証金を免除できる場合は、次のとおりとする。

(1) 相手方が、過去2年間に種類及び規模を同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認めるとき

(前払)

第11条 契約規程第35条に規定する前払の額は、次の1件あたりの契約金額の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

- | | |
|--------------------------------|---|
| (1) 1,000,000円以上10,000,000円未満 | 400,000円 |
| (2) 10,000,000円以上30,000,000円未満 | 4,000,000円 |
| (3) 30,000,000円以上50,000,000円未満 | 12,000,000円 |
| (4) 50,000,000円以上 | 契約金額に10分の4を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)以内で理事長が認めた額 |

(部分払)

第12条 契約規程第36条の部分払について、工事請負契約等に係る前払の回数は、工期が180日以上のものについては工期日数を90で除して得た回数(1未満の端数切捨て)とし、その他のものについては1回とする。

2 前項の規定にかかわらず、契約規程第35条により前払をすることができるものについては、前項により算定した回数から1を減じた回数とする。

3 前各項の規定は、国又は府の補助金の対象となっているものについては、この限りでない。

(検査調書作成の省略)

第13条 契約規程第42条の規定により検査職員が検査調書を作成する必要がある場合は、次のとおりとする。

- (1) 契約金額が契約規程第21条第1項第1号に規定する金額の範囲内であるとき
- (2) 物品の購入にあたり納品と即時に検収を行うとき。ただし、1件あたり10,000,000円以上の医療機器の購入を除く
- (3) 光熱水費等で当該給付について検収するといえないとき
- (4) 契約金額が5,000,000円未満の契約で、別に検収を行った職員及び日付が確認できるとき

(契約等に関する経過措置)

第14条 この細則の施行日において既に締結している契約又は入札の途中であるものについては、当初の条件を準用又は引継ぐことができる。

(委任)

第15条 この細則に定めるもののほか、契約に関し必要な事項は、別に定める。